

標準報酬の区分改定(厚生年金保険給付・退職等年金給付)

- ・標準報酬の区分について、最高等級を1等級追加(62万円 → 65万円)【令和2年9月1日施行】
- ・令和2年9月に標準報酬を決定又は改定される者は、改定後の区分が適用
- ・令和2年9月に標準報酬を決定又は改定されない者のうち、報酬月額が635,000円以上の場合は、改定後の最高等級の区分が適用(職権改定)

厚生年金保険給付

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第1級	88,000円	93,000円未満
(略)	(略)	(略)
第30級	590,000円	575,000円以上 605,000円未満
第31級	620,000円	605,000円以上



標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第1級	88,000円	93,000円未満
(略)	(略)	(略)
第30級	590,000円	575,000円以上 605,000円未満
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満
第32級	650,000円	635,000円以上

退職等年金給付

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第1級	98,000円	101,000円未満
(略)	(略)	(略)
第29級	590,000円	575,000円以上 605,000円未満
第30級	620,000円	605,000円以上



標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第1級	98,000円	101,000円未満
(略)	(略)	(略)
第29級	590,000円	575,000円以上 605,000円未満
第30級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満
第31級	650,000円	635,000円以上

現行の区分
(令和2年8月まで)

改定後の区分
(令和2年9月から)

※ 標準賞与額(厚生年金保険法)及び標準期末手当等の額(国家公務員共済組合法)の最高限度額は150万円(現行と同じ)